

自動販売機の設置に係る遵守事項

1 遵守事項

自動販売機の設置に当たっては、次の事項を遵守すること。

(1) 貸付上の制限

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコールを含む。）の販売はしないこと。
- ④ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ⑤ 災害発生時（震度5弱以上及び気象警戒発令時において相当な被害が発生した場合等で、市が非常体制を敷く場合）に無料で飲料提供を行うこと。

※災害発生時に貸付物件が停電した場合にも、無料で飲料提供できるようにすること。ただし、自動販売機自体に非常用バッテリーを搭載することは必須ではなく、自動販売機とは別に、持ち運び可能な簡易バッテリーを1台市に貸与する方法等でも可とする。

- ⑥ 次の（a）～（c）に該当する仕様とすること。

（a）ユニバーサルデザイン

※屋外設置の場合で、ユニバーサルデザインを採用することにより、機器の故障等が生じる可能性がある場合は、この限りではない。

（b）キャッシュレス決済対応

（c）令和6年7月3日から発行されている新しい日本銀行券（一万円札、五千円札、千円札）に対応するもの

(2) 維持管理責任

- ① 自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として自動販売機1台に対して1個以上の割合で、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器回収ボックスを自動販売機に併設すること。また、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器について、設置事業者の責任で、空き容器等が溢れることのないよう回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう自動販売機本体に明記すること。